

## RORO・フェリー航路充実強化事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 府は、国内から府営港湾への集貨を促進し、「大阪“みなと”」の競争力を強化するため、予算の定めるところにより、府営港湾における取扱貨物量の増加に資する事業に対し、RORO・フェリー航路充実強化事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 府営港湾 堺泉北港、阪南港、二色港、泉佐野港、泉州港、尾崎港、淡輪港及び深日港をいう。
- 二 定期航路 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第3項に規定する定期航路事業として、同法第3条の規定により許可を受け又は同法第19条の5の規定により届出られた航路をいう。

### (補助事業者等)

第3条 補助事業者は次のとおりとする。

- 一 府営港湾において、新たに定期航路を開設した事業者
  - 二 現に府営港湾において定期航路を就航している事業者で、船舶の大型化又は増便を行った事業者
  - 三 堺泉北港に年間10隻（月1隻程度の頻度）以上寄港する船舶を運航し、増便を行った事業者
- 2 前項各号に規定する事業者のうち、次の各号に規定する要件を満たす場合のみ補助の対象とする。
- 一 海上運送法第2条第10項に規定する自動車航送の用に供される船舶又はロールオン・ロールオフ船（貨物を積載したトラック、トレーラー等が自走で乗降でき、そのまま輸送することができる船舶をいう。）であること
  - 二 内航海運業法（昭和27年法律第151号）第2条第1項に規定する内航運送の用に供される船舶であること
- 3 補助対象事業は、第7条の規定による交付決定を受けた年度における取扱貨物量を、対前年度同期間比で増加させることとする。

### (補助対象期間)

第4条 補助対象期間は、第7条の規定による交付決定を行った年度内で、知事が定める期間とする。

(補助金の交付限度額)

第5条 補助金の交付限度額は、新たな航路の開設又は船舶の大型化若しくは増便によって第4条に規定する補助対象期間内において対前年同期比で増加する入港料の額（大阪府入港料条例（昭和52年大阪府条例第12号）第4条の規定により減額又は免除された額を除く。）を上限とし、会計年度ごとに、増加した取扱貨物量に応じて予算の範囲内において交付する。ただし、補助金は規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付する。

2 補助金の額は、次に定めるところにより算定する。

- 一 対前年度同期比で増加した取扱貨物量 車両1台につき5,000円
- ただし、車両以外の貨物については、10トンにつき5,000円とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 規則第4条第1項の申請は、会計年度ごとに補助金交付申請書（様式第1号の1）を知事に提出することにより行わなければならない。

2 前項の申請書は、知事が定める期日までに提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項による補助金交付申請書を提出するにあたっては、当該申請書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- 一 要件確認申立書（様式第1号の2）
- 二 暴力団等審査情報（様式第1号の3）
- 三 就航する船舶の延長、総トン数その他の当該船舶の諸元が確認できる書類
- 四 申請年度及びその前年における取扱貨物量（様式第1号の4）

(補助金の交付の決定)

第7条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等により当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更・中止等)

第8条 規則第6条第1号の規定による知事の定める軽微な変更は、増加する入港料の額の20%を超えない額の変更とする。

2 規則第6条第2号の規定による知事の定める軽微な変更は、海上運送法第3条の規定により許可を受け又は同法第19条の5の規定により届け出られた内容のうち、補助金の算定に影響を及ぼす変更を伴わない変更とする。

3 規則第6条第1号及び第2号の規定により知事の承認を受けようとする者は、事業変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項に基づく申請があったときは、当該申請に係る書類等により、当該申請の内容を審査し、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更を承認すべきと認めるときは、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更を承認し、事業変更

承認通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

- 5 規則第6条第3号の規定により知事の承認を受けようとする者は、事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。
- 6 知事は、前項に基づく申請があったときは、当該申請に係る書類等により、当該申請の内容を審査し、補助事業を中止し、又は廃止することを承認すべきことを認めたときは、補助事業を中止し、又は廃止することを承認し、事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金交付申請の取下げ）

第9条 補助金の交付を申請した補助事業者は、第7条の規定による通知を受けとった日から起算して30日以内に限り、補助金交付申請取下申請書（様式第7号）を知事に提出することにより、当該申請を取下げることができる。

- 2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

（事情変更による決定の取消し等）

第10条 知事は、規則第8条第1項又は第15条第1項若しくは第2項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、規則第8条第1項の規定により、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件を変更したときは、補助金交付決定変更通知書（様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、航路開設等を行った後又は第7条の規定により補助金の交付決定を受けた後、四半期ごとに、当該期間の取扱貨物の状況について、補助事業進捗報告書（様式第10号）により知事に報告しなければならない。

- 2 補助事業者は、第4条に規定する補助対象期間が終了したときは、その日から30日以内に補助事業実績報告書（様式第11号）を知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、前2項の規定により報告された取扱貨物の状況のうち、知事が別途指定する期間における取扱貨物の実績を証明できる資料を提出しなければならない。
- 4 第1項及び第2項に掲げる場合のほか、規則第10条の規定に基づき取扱貨物の状況等について報告を求めた場合は、補助事業者は、第1項の例により知事に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 知事は、前条第2項の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれ

に付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第12号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。